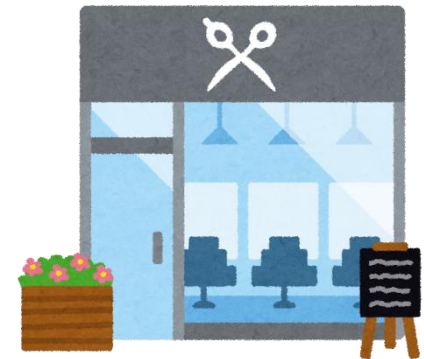


美容業に関する 衛生管理について

令和6年11月11日(月)
熊本市保健所生活衛生課



本日の講演

☐ 法令について

☐ 美容業務を行う場合に講ずべき措置

- ・美容器具、タオル、布片類の消毒方法
- ・熊本市の美容業務の基準

☐ 保健所の検査について

☐ 出張美容について

- ・出張美容が認められる場合
- ・出張美容を行う場合の衛生措置

☐ 美容師法改正について

- ・理美容所の重複開設の容認

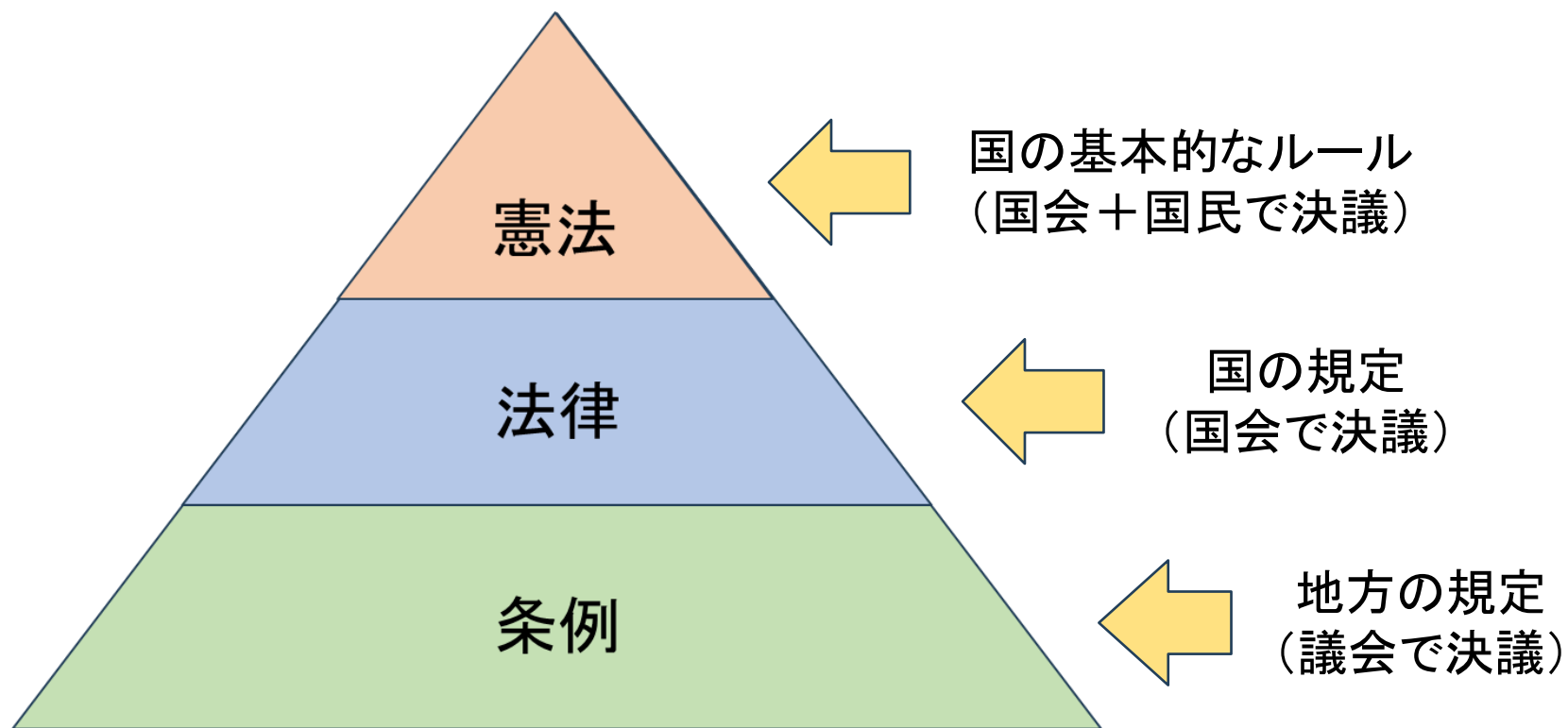
☐ まつ毛エクステンションの危害防止について

- ・まつ毛エクステンションによる健康被害について

☐ 毛染めによる皮膚障害について

- ・皮膚障害事例件数
- ・酸化染毛剤に関する知識

法律・条例とは？



法令について

法律

… 国民の権利義務を果たすためのルール
国会の議決により制定
(例) 美容師法

政令

… 法律に基づき、法の詳細を規定
内閣(大臣の集まり)にて制定
(例) 美容師法施行令

省令

… 法律・政令に基づき、詳細を規定
各省(厚生労働省等)にて制定
(例) 美容師法施行規則

法令

例規・要綱について

条例

- … 住民の権利義務を果たすためのルール
地方議会の議決により制定
(例) 熊本市美容所の衛生措置基準等を定める条例

規則

- … 条例に基づき、条例の詳細を規定
市町村長の権限にて制定
(例) 熊本市理容師法、美容師法施行細則

要綱

- … 市町村の事務処理や行政処分の詳細などを規定
市町村長の権限にて制定
(例) 熊本市理容師法、美容師法施行細則に規定する書類の様式等を定める要綱

例規

美容業に関する法令・例規等について

- ☐ 美容師法
- ☐ 美容師法施行令
- ☐ 美容師法施行規則
- ☐ 熊本市美容所の衛生措置基準等を定める条例
- ☐ 熊本市理容師法、美容師法施行細則
- ☐ 熊本市出張理容・出張美容業務指導要綱
- ☐ 理容所及び美容所における衛生管理要領
- ☐ 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

美容業関係法令の概要

□ 美容師法

(1) 美容師の資格 (2) 美容業務の適正な実施

公衆衛生の向上

★ 美容業務の適正な実施

- ・無免許営業の禁止(第6条)
- ・美容所以外の場所における業務の禁止(第7条)
- ・美容業務を行う場合に講ずべき措置(第8条)
- ・美容所について講ずべき措置(第13条)



本日の講演

□ 法令について

□ 美容業務を行う場合に講ずべき措置

・美容器具、タオル、布片類の消毒方法 ・熊本市の美容業務の基準

□ 保健所の検査について

□ 出張美容について

・出張美容が認められる場合 ・出張美容を行う場合の衛生措置

□ 美容師法改正について

・理美容所の重複開設の容認

□ まつ毛エクステンションの危害防止について

・まつ毛エクステンションによる健康被害について

□ 毛染めによる皮膚障害について

・皮膚障害事例件数 ・酸化染毛剤に関する知識

美容業務を行う場合に講ずべき措置(1)

【美容師法第8条】

- 皮ふに接する布片、器具を清潔に保つこと
- 皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替えること
- 皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること
- 熊本市が条例で定める衛生上必要な措置を講じること

美容業務を行う場合に講ずべき措置(2)

【美容師法施行規則第25条】

★ 器具の消毒

- (1) かみそり、血液が付着している器具、血液が付着している疑いのある器具の消毒

平成12年9月1日

「美容師法施行規則」の改正により感染症対策の充実強化の観点から血液媒介性のウイルスにも消毒効果のある消毒方法に変更

- (2) その他の器具の消毒

血液の付着しているもの又はその疑いのあるもの（かみそり等）の消毒方法

【美容師法施行規則第25条】

【理容所及び美容所における衛生管理要領】

薬剤等	方法
エタノール※1	密栓式の容器にエタノール（原液）を入れ、 10分間以上 つけ込みます。（原液は76.9%～81.4%）
次亜塩素酸ナトリウム※2 通称：ピューラックス	0.1%溶液に希釈し、 10分間以上 つけ込みます。（原液は6%又は10%）
煮沸消毒器	水が沸騰後、 2分間以上 つけ込みます。

☆ 消毒薬は医薬品を使用してください

※1 蒸発、汚れの程度等により、7日以内に取り替えること。素材がプラスチックのものに使用すると、変形、変色する可能性があります。

※2 毎日取り替えること。金属器具、動物性繊維製品は、腐食するので、必要以上に長時間浸さない等取り扱いに注意が必要です。

その他の器具の消毒方法（血液が付着する疑いがない器具）（1）

薬剤等	方法
紫外線消毒器※3	器内で紫外線を20分間以上照射して下さい。
エタノール	原液を含ませた脱脂綿やガーゼ等でふき取して下さい。（原液は76.9%～81.4%） スプレータイプでも代用可能です。
次亜塩素酸ナトリウム※2 通称：ピューラックス	0.01～0.1%溶液に希釈し、10分間以上つけ込みます。（原液は6%又は10%）
逆性石けん※4 通称：オスバン	0.1～0.2%に希釈し、10分間以上つけ込みます。（原液は10%又は50%）

※3 器内に光を遮るものを入れると効果がなくなります。

※4 塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム。消毒液は毎日取り替えること。

その他の器具の消毒方法（血液が付着する疑いがない器具）（2）

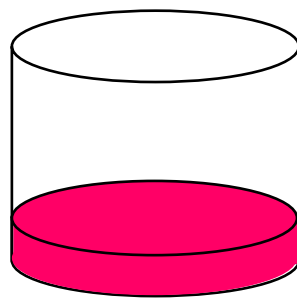
薬剤等	方法
両性界面活性剤※5	0.1～0.2％溶液に希釈し、 10分間以上 つけ込みます。（原液は10％又は30％）
グルコン酸クロルヘキシジン※6 通称：ヒビテン	0.05％溶液に希釈し、 10分間以上 つけ込みます。（原液は0.05％又は5％）
蒸し器	水が沸騰後（ 蒸気温度80℃以上 ）、 10分間以上 蒸気にさらします。

※5 塩酸アルキルホリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン。消毒液は毎日取り替えること。

※6 液に着色してあるため、タオル等に使用するとピンク色に染まります。消毒液は毎日取り替えること。

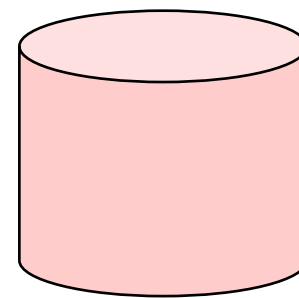
消毒液の希釈方法

(例) 原液濃度10%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用し
0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液を1L(1000ml)作る場合



10%次亜塩素酸ナトリウム水溶液
10ml

水を加えて1000mlにする



0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液
1000ml

タオル・布片類の消毒方法

【理容所及び美容所における衛生管理要領】

(1) 加熱による消毒

洗剤で洗浄した後、蒸し器などの蒸気消毒器に入れ、器内が
80℃を超えてから10分間以上保持させること

(2) 消毒液による消毒

使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒
すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管する
か蒸し器に入れること

※血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と
同様の洗浄及び消毒を行うこと

手指の消毒

【理容所及び美容所における衛生管理要領】

□ 客1人ごとに手指の消毒をおこなうこと

(1) 血液等に触れ、目に見える汚れがある場合

流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗淨する

(2) (1) 以外の場合

速乾性擦式消毒薬を乾燥するまですり込む

速乾性擦式消毒薬について

薬剤等	液体タイプ	ジェルタイプ
使用感	比較的さっぱりしている	比較的しっとりしている
使用量	15秒以上擦り込める量	15秒以上擦り込める量
手荒れ	手荒れに配慮した成分が配合されている	手荒れに配慮した成分が配合されている
メリット	指先までまんべんなく噴射できる	液だれしにくく床を汚しにくい
使用上の注意	噴射液が手の平からこぼれ、床を汚してしまうことがある 噴射の際、頭の位置が低い方（車イス、小児など）が近くにいると目などにかかる恐れがある	使用間隔があくとノズルの先端付近で増粘剤が固形化し、次回使用時に消毒剤が異常方向に吐出する場合がある

出展：サラヤHPより

正しい手の洗い方について

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

出典：首相官邸HPより

熊本市の美容業務の基準(1)

【熊本市美容所の衛生措置基準を定める条例 第2条】

- (1) 作業中は清潔な作業服を着用し、かつ、顔面作業の際はマスクを使用すること
- (2) 手指の爪は、短くし、手首から先は、作業の着手前に客1人ごとに洗淨し、必要に応じて消毒を行うこと
- (3) 毛髪等がかからないよう客の身体を覆う布は、清潔なものを使用すること

熊本市の美容業務の基準(2)

【熊本市美容所の衛生措置基準を定める条例 第2条】

- (4) 消毒液は、適時取り替え、常に有効なものを使用すること
- (5) 機械器具、化粧品等を使用するときは、あらかじめ十分これを検査し、衛生上有害と認められるものは使用しないこと

※特に上記の項目については、利用者の健康被害に直接つながる恐れがあるため、適切な衛生管理や使用方法の徹底が必要

熊本市の美容所の基準(1)

【熊本市美容所の衛生措置基準を定める条例 第3条】

- (1) 居室、休憩室その他作業に直接関係のない場所と隔壁を設けて完全に仕切ること。
- (2) 面積は、待合所を除き、美容椅子2台の場合にあつては9.9平方メートル以上とし、美容椅子3台以上の場合にあつては9.9平方メートルに椅子1台を増すごとに3.3平方メートルを加えた面積以上とすること。
- (3) 適当な場所に換気装置を設けること。

熊本市の美容所の基準(2)

【熊本市美容所の衛生措置基準を定める条例 第3条】

- (4) 作業場には、**手指、器具等の洗浄を行うための洗場及び洗髪を行うための洗場**を設けること。
- (5) 洗場は、耐水材料で築造すること。
- (6) 待合所は、美容椅子の数に応じた適当な広さとすること。

熊本市の美容所の基準(3)

【熊本市美容所の衛生措置基準を定める条例 第3条】

(7) 器具等を入れる容器等は、消毒したものと消毒していないものとに区分し、ごみの入らない構造とすること。

(8) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、適正に使用すること。

薬品：オキシドールなどの消毒薬
衛生材料：絆創膏、包帯、ガーゼ等

(9) みだりに犬(身体障害者補助犬を除く。)、猫その他の動物を入れないこと。

衛生保持の措置について

【美容師法施行規則第26条】

- (1) 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること
- (2) 洗いは、流水装置とすること
- (3) ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること

毛髪とゴミは別々のゴミ箱に回収すること

本日の講演

☐ 法令について

☐ 美容業務を行う場合に講ずべき措置

・美容器具、タオル、布片類の消毒方法 ・熊本市の美容業務の基準

☐ 保健所の検査について

☐ 出張美容について

・出張美容が認められる場合 ・出張美容を行う場合の衛生措置

☐ 美容師法改正について

・理美容所の重複開設の容認

☐ まつ毛エクステンションの危害防止について

・まつ毛エクステンションによる健康被害について

☐ 毛染めによる皮膚障害について

・皮膚障害事例件数 ・酸化染毛剤に関する知識

保健所の検査について

【美容師法第12条】

美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

構造基準

衛生基準



それぞれの基準を満たしているかを確認

予約も営業行為に含まれるため、保健所の確認を受けた後でなければ**予約受付も行ってはいけません！**

保健所の検査について(構造基準)

構造基準

○面積(計測を行います)

待合所を除き、作業イス2台までは 9.9m^2 (約3坪 = 約6畳)
1台増すごとに 3.3m^2 以上必要
(コールド待ちや洗髪イスも作業イスとして算定)

○待合所

作業イスの数に応じた広さとする

○衛生保持

適当な場所に換気装置を設けること
洗い場は、耐水材料であること

保健所の検査について(衛生基準)

衛生基準

○消毒設備

血液付着やその可能性がある物の消毒
それ以外のものの消毒

○器具の保管

消毒の有無により区別すること
ごみの入らないように蓋つきの容器等に保管すること

○救急薬品

外傷への処置として、薬品・衛生材料を常備すること

○ゴミ箱

毛髪とゴミは別々のゴミ箱に回収(毛髪箱は蓋付き)

本日の講演

□ 法令について

□ 美容業務を行う場合に講ずべき措置

・美容器具、タオル、布片類の消毒方法 ・熊本市の美容業務の基準

□ 保健所の検査について

□ 出張美容について

・出張美容が認められる場合 ・出張美容を行う場合の衛生措置

□ 美容師法改正について

・理美容所の重複開設の容認

□ まつ毛エクステンションの危害防止について

・まつ毛エクステンションによる健康被害について

□ 毛染めによる皮膚障害について

・皮膚障害事例件数 ・酸化染毛剤に関する知識

出張美容について(1)

【美容師法施行令第4条】

□ 出張美容が認められる場合(全国)

- (1) 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者
に対して美容を行う場合
- (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前
に美容を行う場合
- (3) 都道府県(政令市)が条例で定める場合

出張美容について(2)

□ 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について
(平成28年3月24日付け生食衛発0324第1号)

「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」

(規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)を受けて)



(1) 判断基準の明確化 (2) 対象範囲の拡大

出張美容について(3)

★ その他の理由とは…

- (1) 骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所・美容所に来ることが困難であると認められる者
- (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等によるサービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所・美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められる者

出張美容について(4)

【熊本市美容所の衛生措置基準等を定める条例】

□ 出張美容が認められる場合(熊本市)

- (1) 社会福祉施設、介護福祉施設に入所している者に対して業を行う場合
- (2) 演芸等を行う者に対して出演等の直前に業を行う場合
- (3) 特別の理由があり、公衆衛生上支障がないものとして市長が承認した場合

出張美容について(5)

【熊本市出張理容・美容業務指導要綱第2条】

★ 特別の理由とは

- (1) 災害等の発生により避難所に避難しているものに対して業を行う場合
- (2) 停泊中の船舶の船員で上陸できないものに対して業を行う場合
- (3) その他、利用者の身体的状況、交通の利便性、理容所又は美容所の配置状況、同居者の状況等から、**真にやむを得ない事情が認められる**場合

出張美容の衛生管理について

□ 出張理容・美容に関する衛生管理の徹底について
(平成25年12月25日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長)

- (1) 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと
- (2) 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと

出張美容を行う場合の手続き

熊本市出張理容・出張美容指導要綱を制定 【平成27年12月1日施行】

- 美容所に所属する美容師の場合
届出の必要なく出張美容を行うことが出来る
- 美容所に所属しない美容師の場合
「**管理施設**」が必要
「管理施設設置届」を**事前に提出**すること
- ★ 管理施設とは
出張美容を行う場合に、携行する**消毒器具及び消毒薬品等**
を**保管**し、**消毒等**を行うための施設

管理施設に求める措置について

【熊本市出張理容・出張美容指導要綱】

- (1) 清潔の保持
- (2) 消毒設備の設置
- (3) 十分な採光、照明及び換気
- (4) 床及び腰板へのコンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透性材料の使用
- (5) 耐水材料で築造された流水式の洗い場の設置
- (6) 消毒済み器具と未消毒器具とを区別して納める設備の設置
- (7) 消毒済みの布片類・タオルと使用済み布片類・タオルを区別して納める設備の設置
- (8) 消毒器具及び消毒薬品を収める設備の設置

本日の講演

□ 法令について

□ 美容業務を行う場合に講ずべき措置

・美容器具、タオル、布片類の消毒方法 ・熊本市の美容業務の基準

□ 保健所の検査について

□ 出張美容について

・出張美容が認められる場合 ・出張美容を行う場合の衛生措置

□ 美容師法改正について

・理美容所の重複開設の容認

□ まつ毛エクステンションの危害防止について

・まつ毛エクステンションによる健康被害について

□ 毛染めによる皮膚障害について

・皮膚障害事例件数 ・酸化染毛剤に関する知識

美容師法改正について

○理容所及び美容所の重複開設の容認

□ 理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第166号）

(1) 理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たす

(2) 理容師及び美容師両方の資格を有する者のみ従事

上記をどちらも満たした場合



同一の施設で理容所と美容所の重複開設が可能

【平成28年4月1日施行】

美容師法改正について

○美容師による男性へのカット行為等の規制緩和

□ 理容師法及び美容師法の運用について（平成27年厚生労働省令第0717第2号）

平成27年7月16日まで



理容師

- ・ パーマの禁止
（男性へ仕上げ目的とした
コールドパーマは可）



美容師

- ・ 男性へパーマに付随し
ないカットの禁止



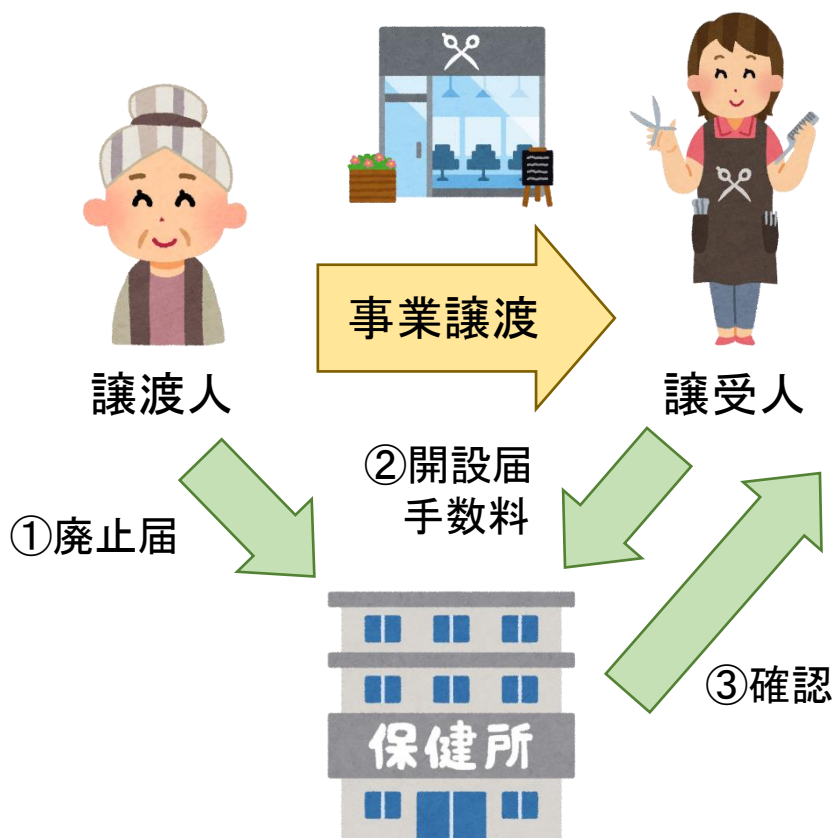
平成27年7月17日以降

- ・ 理容師がパーマを行うことが可能
- ・ 美容師が男性へカットを行うことが可能

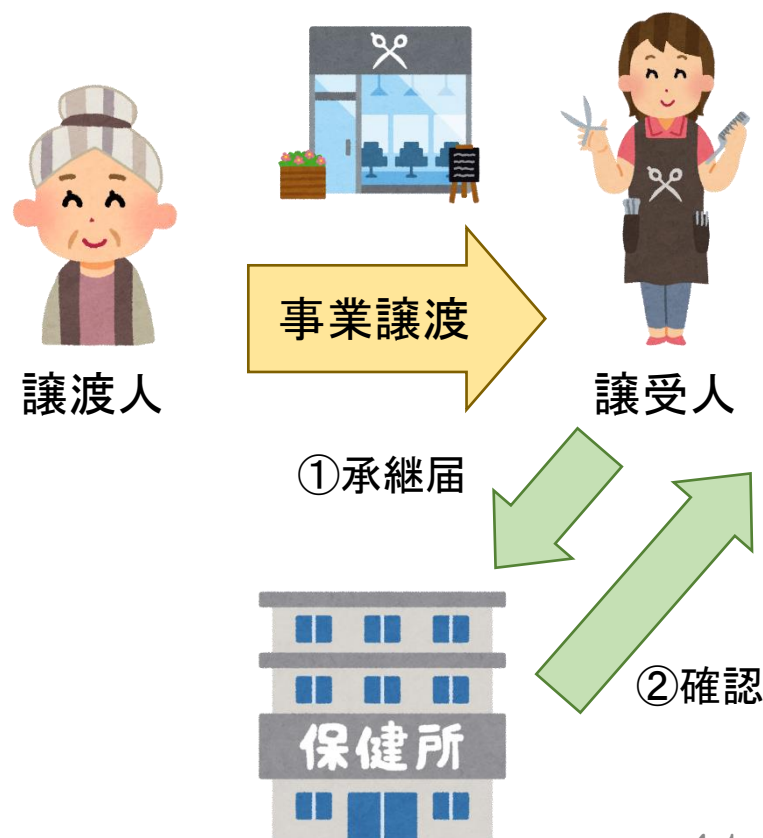
美容師法改正について

○ 店舗承継時における新規開設届出(手数料)不要

令和5年12月12日まで



令和5年12月13日以降



本日の講演

□ 法令について

□ 美容業務を行う場合に講ずべき措置

・美容器具、タオル、布片類の消毒方法 ・熊本市の美容業務の基準

□ 保健所の検査について

□ 出張美容について

・出張美容が認められる場合 ・出張美容を行う場合の衛生措置

□ 美容師法改正について

・理美容所の重複開設の容認

□ まつ毛エクステンションの危害防止について

・まつ毛エクステンションによる健康被害について

□ 毛染めによる皮膚障害について

・皮膚障害事例件数 ・酸化染毛剤に関する知識

まつ毛エクステンションの危害防止

□ まつ毛エクステンションの健康被害等に関する調査 (独立行政法人国民生活センター)

4分の1の人がまつ毛エクステンションの施術を受け、異変や違和感を経験

＜異変や違和感の内容＞

目の痛み、異物感(ゴロゴロする)	46.0 %
目、まぶたのかゆみ	31.2 %
目の充血	26.0 %

(「後を絶たない、まつ毛エクステンションの危害」から一部抜粋)

まつ毛エクステンションを行う場合

まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供について
(平成25年6月28日健衛発0628第5号)

- (1)まつ毛エクステンションの施術に当たっては、あらかじめ顧客の状況に応じて施術が可能であることを問診票等を用いて確認すること。
- (2)まつ毛エクステンションの施術の前に、施術中の注意事や施術後のケア、健康被害のリスク等について、利用者に十分な説明を行い、理解を得ること。
- (3)「理容所及び美容所における衛生管理要領」(昭和56年6月1日付け環指第95号)に基づき、器具の消毒などの衛生管理を徹底すること。
- (4)眼等に異常が生じた場合には、直ちに眼科、皮膚科等の医師の診察を受ける必要があること。

本日の講演

□ 法令について

□ 美容業務を行う場合に講ずべき措置

・美容器具、タオル、布片類の消毒方法 ・熊本市の美容業務の基準

□ 保健所の検査について

□ 出張美容について

・出張美容が認められる場合 ・出張美容を行う場合の衛生措置

□ 美容師法改正について

・理美容所の重複開設の容認

□ まつ毛エクステンションの危害防止について

・まつ毛エクステンションによる健康被害について

□ 毛染めによる皮膚障害について

・皮膚障害事例件数 ・酸化染毛剤に関する知識

毛染めによる皮膚障害について(1)

毛染めによる皮膚障害の周知等について(平成27年10月23日付け生食衛発1023第1号)

1. 理容師及び美容師は、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について確実に知識として身につけること。
2. 理容師及び美容師は、毛染めの施術に際して、上記のことについての情報提供及び酸化染毛剤の使用の適否を確認すること。

毛染めによる皮膚障害について(2)

□ 酸化染毛剤やアレルギーの特性

- ・酸化染毛剤は、染毛料等の他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。
- ・治療に30日以上を要する症例が見られるなど、日常生活に支障を来すほど重篤化することがある。
- ・断続的に毛染めを行ううちにアレルギー性接触皮膚炎になることがある。
- ・アレルギーの場合、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することがある。
- ・低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加すると、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。

毛染めによる皮膚障害について(3)

酸化染毛剤を使用して、かゆみ、赤み、痛み等の異常を感じた場合



対応策等

アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、酸化染毛剤の使用をやめる、医療機関を受診する等の適切な対応をとるべき

保健所からのお知らせ



保健所からのお知らせ(1)

□ 美容所の開設後の手続きについて

営業開始後、**従業員の新規採用**や**退職**又は**施設名称等の変更**が生じたときには、保健所への届出が必要です。変更事項等によって、必要書類が異なりますので、保健所へ確認のうえ届出をお願いします。

熊本市保健所 生活衛生課

電話:096-364-3187

住所:熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと4階

時間:平日8:30~17:15

保健所からのお知らせ(2)

□ 美容師免許証の書き換えについて

婚姻等で氏名が変わったときや紛失したときには、速やかに
理容師美容師試験研修センターで変更等の手続きをしてください。

※保健所では手続きできません

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9F
電話 03-5579-0911

ご清聴ありがとうございました